

メイドインこおりやま市場拡大支援補助金

ここでしか買えない

新しいおみやげ開発支援



ターゲット 17.17

令和4年7月1日

郡山市産業観光部観光課

課長 箭内 勝則

TEL: 924-2621

SDGs ターゲット 17.17 「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」

本市への誘客と地域経済の活性化を図るため、「ここでしか買えない新しいおみやげ品（郡山に来たら必ず買いたくなるご当地商品）」を開発する事業者を支援します。

1 募集期間

令和4年7月1日（金）から令和4年8月10日（水）まで

2 支援内容

（1）おみやげ品開発に要する経費に対する補助 予算の範囲内で1件当たり限度額 100 万円

（2）アドバイザーの派遣

採択事業者に助言を行い、協働で商品開発を行う専門家

商品設計、商品企画コンセプト、デザインプランに関するアドバイザー

3 対象者 郡山市内に本社又は製造・販売拠点がある事業者

※ 採択事業者 若干名

4 申請書・スケジュール等

市ウェブサイトを確認 <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/120/42623.html>

<市ウェブサイト>



<ここでしか買えない>

郡山に訪れた方をターゲットとした商品開発

具体的には、20代～40代女子、少人数での旅行者、仕事で郡山駅を利用する方

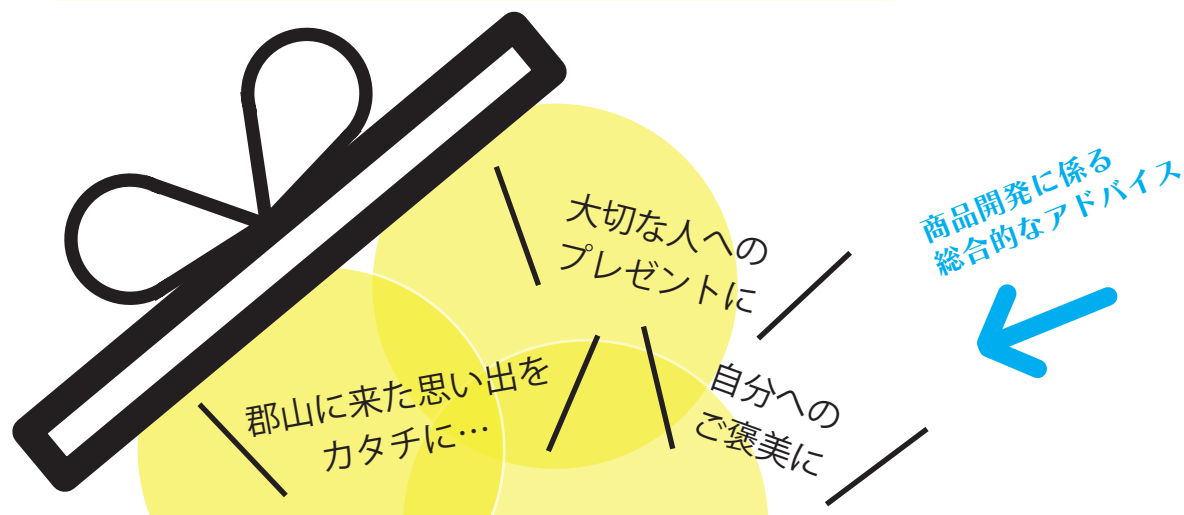
<新しいおみやげ品>

定番商品ではなく、新規性及び意外性のある今までに見られなかった新商品

新規に開発されるものから、既存商品の磨き上げ（原料の見直し、パッケージ資材の見直し、デザインの刷新など）が対象

ここでしか買えない新しいおみやげ品

(郡山に来たら必ず買いたくなるご当地商品)を開発する事業者を募集!



事業統括
アドバイザー



専任アドバイザー

商品設計
商品企画コンセプト
デザインプランに
関するアドバイス

メイドイン郡山 市場拡大支援補助金

～ここでしか買えない新しいおみやげ品開発～

申請期間 令和4年 **7.1**(金) ～ **8.10**(水)

採択事業者には以下のメニューを支援します。

①商品開発のためのアドバイザーを派遣

②お土産品開発に要する経費の補助

補助対象経費

消耗品費 印刷製本費 委託料

賃借料 通信運搬費 その他

※企画費・市場調査・試作・パッケージ
ネーミング・モニター調査に関わる経費など

補助額

補助対象経費の

1,000 千円

まで定額

※交付決定の金額が採択事業者の上限補助となる。

詳しくは
裏面を check!

様式は
ここから
ダウンロード



問合せはこちら

郡山市産業観光部 観光課

〒963-8601 郡山市朝日1丁目23-7
TEL:024-924-2621 FAX:024-925-4225

✉ kankou@city.koriyama.lg.jp

ここでしか買えない

郡山に来訪された方をターゲットとした商品開発を指す。

※具体的なターゲット

(20代～40代女子、少人数での旅行者、仕事で郡山駅を利用する方。)

新しいおみやげ品

定番商品ではなく、新規性及び意外性のある今までに見られなかった新商品を指す。新規に開発されるものから、既存商品の磨き上げ(原料の見直し、パッケージ資材の見直し、デザインの刷新など)が対象となる。

事業統括アドバイザー

当該事業を円滑に実施していくため、市が依頼したアドバイザーを指す。事業統括アドバイザーは、採択事業者の選定プロセス、商品開発に則した専任アドバイザーの選定プロセス、商品開発に係る総合的な助言を行う。

専任アドバイザー

採択事業者に助言を行い、協働で商品開発を行う専門家を指す。

1つの事業者に対し、商品設計・商品企画コンセプト・デザインプランに関するアドバイザーを派遣予定。

定義

参加資格

公募に参加する事業者については、以下の条件をすべて満たすこと。

1. 郡山市内に本社又は製造・販売拠点がある事業者。
2. 役員等に、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第8号に規定する社会的非難関係者と認められる者又はこれらの者と密接な関係を有する者が含まれていない団体等。
3. 市税等(個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む。)軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。)を滞納していないもの。

その他要件

- おみやげ品開発に係るコンセプト設計・ネーミング・パッケージデザイン・価格帯及びそれに生ずる費用については、事業統括アドバイザーと協議の上、決定すること。
- 試作品発表を本年度事業の成果としているが、完成したおみやげ品は、事業完了後、90日以内に販売又はテストマーケティングを開始し、商品の完成から、最低3年間販売を行うこと。
- おみやげ品が完成しない場合、3年以内に販売を終了した場合、3年以内に市と協議を行わずECサイトで販売した場合及び首都圏で販売した場合には、交付決定を取り消し、補助金を返還させる場合がある。

事業スケジュール

